

2 給与

① 職員の給与の状況(令和7年度)

区分		初任給	平均年齢 (4月1日現在)	平均給料月額 (4月分)	平均給与月額 (4月分)
一般行政職	大学卒	22万円	42.0歳	33万2,400円	43万2,700円
	短大卒	20万7,400円			
	高校卒	19万4,500円			

※給与とは、給料と諸手当の合計額です。給料は、職務の種類と内容、職責に応じて「春日市職員の給与に関する条例」で定められた給料表に基づく額が支給されます。諸手当は、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当など、該当する職員に同条例で定められた算定方法に基づく額が支給されます。

※平均給与月額には、期末手当および勤勉手当は含まれていません。

※暫定再任用職員は集計の対象から除きます。

② 人事評価

組織の業績向上と職員の育成を図ることを目的とし、平成20年度から目標管理の手法を取り入れた人事評価制度を実施しています。平成21年度からの評価の結果を、勤勉手当などの処遇に反映させています。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

① 勤務時間

(1) 1週間の勤務時間 38時間45分(1日当たり7時間45分)

(2) 勤務時間の割り振り 基本的な勤務時間：午前8時30分～午後5時(休憩時間：午後0時15分～1時)

※変則勤務の場合があります。

② 職員1人当たりの平均年次有給休暇取得日数(令和6年度) 15.9日

③ 育児休業の取得者数(令和6年度)

区分	育児休業	育児部分休業
女性	19人	12人
男性	12人	0人
合計	31人	12人



4 分限および懲戒処分状況

① 分限処分(令和6年度)

分限処分とは、職員の勤務実績が良くない場合や、疾病のためにその職責を果たせない場合などに、公務能率の維持およびその適正な運営の確保を図るために行う不利益処分のことです。

区分	休職	降任	免職	降給	合計
人数	11人	0人	0人	0人	11人

② 懲戒処分(令和6年度)

懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、公務における規律と秩序の維持を目的に行う不利益処分のことです。

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
人数	0人	0人	1人	0人	1人

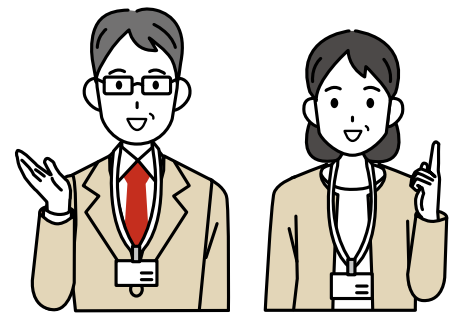
5 退職者の再就職の状況

「春日市職員の退職管理に関する条例」に基づき、次のとおり公表します。

令和6年度届出件数 0件

公表します!

市職員の給与や勤務条件など



市職員の数や給与の状況、勤務条件や人事行政の運営などの状況をお知らせします。

問い合わせ先 人事課人事担当 ☎(584)1111(代) 📠(584)1145 📠1016456

1 職員数

① 職員数 任命権者別職員数 (令和7年4月1日現在)

区分	常勤職員	会計年度任用職員	区分	常勤職員	会計年度任用職員
議会事務局	6人	0人	選挙管理委員会事務局	2人	0人
市長事務部局	371人	149人	監査委員事務局	3人	0人
教育委員会事務局	30人	72人	農業委員会事務局	1人	0人
合計				413人	221人

※新規採用職員は配属先に計上しています。

※常勤職員には暫定再任用職員(常勤：週5日)を含みます。なお、暫定再任用職員とは、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳に達する年度の末日までの間、再任用される職員のことです。

※会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定に基づき任用された職員です。

② 人口1,000人当たりの職員数(普通会計) 3.26人

※普通会計の職員数は、特別職(市長、副市長、教育長)および公営企業等会計部門の職員(下水道、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の業務に従事する職員)を除く全ての職員数です。

③ 採用者数および退職者数 (令和7年4月1日現在)

職種 (採用職種)	令和6年度		令和7年度
	採用者数	退職者数	採用者数
一般事務	10(1)人	16(1)人	16(2)人
保健師	—	—	—
保育士	—	2人	2人
土木技師	3人	—	—
建築技師	—	—	1人
文化財技師	2人	—	—
合計	15(1)人	18(1)人	19(2)人

※()内は暫定再任用職員の人数(内数)です。